

2007年10月24日

今回の横浜偽装事件に関するJSCAの姿勢

社団法人 日本建築構造技術者協会
会長 木原 碩美

1. 今回の埼玉県建築士による偽装問題に関してどのように受け止めたか

JSCAは創立以来、社会に優良な建築物を供することを使命として活動を展開し、耐震強度偽装事件発覚後も社会不安を解消するための調査等に積極的に応じ、その再発防止のための諸施策の策定にも前向きに協力して参りました。しかるに、今回横浜で起こった新たな偽装事件は、埼玉県の構造設計者は当協会会員ではないものの、関与した設計事務所が賛助会員でありその直接の関係者で責任ある者が当協会会員であったことは、誠に遺憾に思う次第です。

協会としては早急に、その業務の実態、特に契約内容の事実関係を明確にし、職業倫理に照らし厳正に対処するとともに、引続き会員等に対して再発防止策を徹底させる所存です。

協会は、本件を重く受け止め、気を引き締めて今後とも諸活動を進めてまいります。

2. 問題の本質は何か

今回の埼玉県建築士が業務期限に追われ多忙で手間を省いたことが原因であった、と報道されていますが、問題の本質は、

- ① 法改正前の駆け込み申請需要に追い立てられ、超多忙状態におかれた構造設計者が、職業倫理から絶対に許されない一線を踏み外したこと
- ② 設計の一部を外部に再委託することは契約として許容されるとしても、発注元の、設計に責任ある立場の者が、その設計結果を精査する業務を全うできておらず、その責任の重大さを十分に認識していなかったこと。

の2点にあると受け止めています。一つは職業倫理を踏み外した問題、二つ目は、品質確保における責任認識の甘さの問題です。

3. 改正建築基準法で同種問題は防げるか

6月20日改正法施行により、一定規模以上の建築物等の構造設計者は一級建築士に限られました。平成20年12月にはさらに改正建築士法が施行され、それらの設計者が構造設計一級建築士に限定されることとなります。

今回の改正ではさらに、設計審査のあり方の見直しが行われ、構造計算適合性判定という構造設計専門家の審査が加わりました。適合性判定の最大のポイントである「ヒヤリングを通じて行われる同等以上の能力ある者によるピアチェック」が例外なしに実施された場合は、技術的未熟さから発生する問題は未然に防げると考えられます。

このような建築基準法および建築士法改正による直接的な改善の他にもさらに、

- ① 新資格者である構造設計一級建築士が、業務量に見合って過不足ない総人数が確保できること。
- ② その責任に見合う構造設計者の社会的立場の確立と、正当でかつ最低限の報酬が確保さ

れること。

の2点が達成されれば、技術者個人レベルでも組織レベルでも職業倫理はおのずから遵守され、再発防止は大きな成果を挙げるものと期待できます。

4. 協会としては再発防止対策に今後どのように取り組もうとしているか

審査制度や資格制度改正が明確になりました。しかし構造設計者の技術及び倫理教育は継続して行う必要があります。

当協会ではこれら法制度改正の実効をあげるため、会員に対し職能のさらなる研鑽のための研修や倫理関連の啓蒙活動を強化します。それらに加え、会員予備軍である若手技術者に対する技術者教育研修などを推進し、社会から信頼され、優良なる設計者集団であり続けるよう、活動を展開します。

5. 改正基準法をめぐって指摘されている建築確認審査の遅れの問題について

確認審査が改正施行の6月20日以降大幅に減少し、多方面に支障が出ていると報道されています。この審査の遅延は、改正準備期間が短かったことが最大の原因で、審査機関側と設計者側の双方に対して、改正法令の周知徹底が不足したことにあると考えます。

原因の二番目は、審査における厳格さが、設計図書の品質とは関わりのない不要な範囲まで及んでいたために、審査側も設計者側も対応しようにもできなかったことが挙げられます。この点に関しては、状況改善の努力が始まっており、柔軟な対応が行われつつありますが、今回の偽装発覚によりその動きが逆戻りし、再び過度の厳格な審査へと向かうことのないよう、切に希望します。

当協会は今後、技術基準である建築基準法のあり方や内容、特に設計審査の実質について、社会から「安全安心が、適切なコスト負担の範囲内で、達成されている」と評価されるように、他協会とも歩調をあわせた活動を行い、その成果を次の改正に反映すべく邁進します。

以上